

## 九州本土の再生可能エネルギー発電設備に対する接続申込みの回答保留概要

### 1 適用対象

発 電 設 備：「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」  
に規定される全ての再生可能エネルギー発電設備

電 圧 種 別：低圧<sup>(注1)</sup>、高圧、特別高圧

申込み区分：新規申込み（事前相談、接続検討、接続契約）

既 申 込 み（事前相談、接続検討、接続契約<sup>(注2)</sup>）

（注1）ご家庭用の太陽光など低圧 10kW 未満（余剰買取）は、当面对象外

（注2）以下については、対象外

低圧…工事費負担金請求書を送付済みのもの

高圧・特別高圧…接続契約申込みに対し、系統連系承諾通知書を送付済み  
のもの

なお、回答保留期間中においても、事業者さまが太陽光・風力発電設備への蓄電池の併設や、バイオマス・地熱・水力発電の出力調整など、昼間に電力を系統へ流さない方策をご提案される場合は、電力の安定供給に影響を及ぼさないことから、個別に協議をさせていただきます。

### 2 適用開始日

平成26年9月25日

### 3 説明会の開催

標記に関する説明会を当社支社単位で実施いたします。

なお、詳細につきましては、当社ホームページ「九州本土の再生可能エネルギー  
発電設備に対する接続申込みの回答保留に関する説明会のお知らせ」をご確認下さい。

（ホームページアドレス）

[http://www.kyuden.co.jp/notice\\_140924.html](http://www.kyuden.co.jp/notice_140924.html)